

運営協議会関係法規等

○ 保健所運営協議会条例（昭和29年岡山県条例第12号）

改正 平成6年9月30日 条例第32号

平成9年3月25日 条例第12号

保健所法施行令（昭和23年政令第77号）第6条第3項の規定に基づき、この条例を制定する。

（設置）

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定により、保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（名称）

第2条 協議会の名称は、これを置くそれぞれの保健所の名称を冠する。

（組織）

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他委員としての適格性を欠くに至つたと認められるときは、知事は、協議会の意見を聴いて、これを解任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を行う。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、これを置くそれぞれの保健所において処理する。

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第12号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。